

岩手県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営更木新田地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市更木5地割	75番1	田	田	1,033	211
北上市更木6地割	10番	〃	〃	1,000	49
〃	13番1	〃	〃	1,005	65
〃	16番	〃	〃	1,005	69
〃	22番	〃	〃	1,016	25
〃	29番	〃	〃	1,021	139
〃	58番1	〃	〃	1,023	229
〃	59番	〃	〃	1,028	41
〃	62番1	〃	〃	161	10
北上市更木7地割	31番3	〃	〃	56	1
〃	33番	〃	〃	1,040	115
〃	72番1	〃	〃	767	19
〃	73番	〃	〃	1,022	260
〃	86番	〃	〃	1,016	100
〃	91番	〃	〃	1,022	160
〃	94番	〃	〃	1,015	108
北上市更木9地割	57番	〃	〃	1,021	252
北上市更木10地割	44番	〃	〃	1,015	100
〃	78番	〃	〃	1,019	51
〃	81番	〃	〃	1,038	192
北上市更木17地割	11番1	〃	〃	1,057	154
〃	52番	〃	〃	1,011	38
〃	57番3	〃	〃	1,018	213
〃	67番2	〃	〃	1,034	41
〃	74番	〃	〃	395	10
北上市更木18地割	1番1	〃	〃	100	22
〃	3番	〃	〃	1,025	127
〃	36番1	〃	〃	1,502	69
〃	80番1	〃	〃	812	60
北上市更木19地割	18番	〃	〃	1,090	27
〃	21番	〃	〃	1,038	201
〃	33番1	〃	〃	939	61

	95番	95番	95番	1,036	124
〃	111番 2	〃	〃	1,013	62
〃	128番 1	〃	〃	1,335	19.38
北上市更木34地割	65番	〃	〃	1,273	149